

平成23年6月23日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

主 事

加藤 優美子

議事日程 第3号

平成23年6月23日(木曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第57号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
- 第 3 議案第58号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第59号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第60号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第61号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第62号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第63号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第64号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございますけれども、梅雨に入りましたので、議員諸君並びに執行部の皆さんには健康管理を十分していただき、復旧・復興に向けて頑張っていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において7番星 喜美男君、8番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第57号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第57号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第57号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災による災害廃棄物の処理に要する費用を追加するなど緊急性、特殊性のある事業について所要の措置を講じたほか、人事異動等に伴う人件費の整理、調整につきましてもあわせて行ったところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 改めて議案書の補正予算書2ページでございますけれども、今回の補正後の総額が172億1,226万2,000円ということで、昨年度とは比較にならないですが、ちなみに前年度は76億5,500万円でしたので前年度と比較しますと、約95億円の増ということで125%の前年対比の増ということでございます。もちろん、これは震災に係るそういった需要に伴うものでございます。

第4条で一時借入金の補正、5億円を追加いたしまして10億円にしたいということでございますが、今後、災害弔慰金等の一時的な資金需要が見込まれますので、今回5億円を一時借入金の補正に追加をさせていただきました。

7ページ、8ページでございますけれども、7ページは債務負担行為の補正でございますが、介護認定用複写機リース料ということで、過般の大震災によりまして流出してございますので改めて機器の調達を図るために今回債務負担行為を補正をしたものでございます。

それから、地方債の補正でございますが、災害対策事業で1億9,700万円でございますけれども、今回廃棄物処理委託費用として19億7,000万円計上してございます。そのうち国庫補助が9割でございます。17億7,300万円、残りの10%が1億9,700万円でございますけれども、これを起債を起すものでございます。充当率100%でございます。

なお、これらに係る今後の財源の補てんでございますけれども、発行額の95%が後年度、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されます。残りの5%は特別交付税において措置される予定になってございます。

それから、消防防災設備災害復旧事業として1億960万円でございますが、防災行政無線のシステム復旧を図るためのものでございますけれども、事業費が3億2,900万円でございます。そのうち国庫補助が2億1,933万3,000円、3分の2が国庫補助でございます。残りの1億960万円を100%充当率ということで起債を起すものでございます。これも発行額の95%が後年度の交付税の基準財政需要額に算入される予定でございます。

続きまして、歳入歳出に入らせていただきますが、12ページ、13ページでございます。12ページの後段で国庫補助金がございますが、説明にあるように、過年度ということで冠がついてございますけれども、これらにつきましては本来、22年度に入る予定でございましたが、震災の影響によりまして実績報告ができかねたため、国、あるいは後ほど県も出てまいりますけれども、23年度において過年度分ということで今年度収入に計上して今年度、補助金として交付される額でございます。

13ページ、災害廃棄物処理事業ということで18億円、災害廃棄物処理事業補助金ということ

で計上させていただきました。20億円の90%ということで18億円でございます。

総務費補助金、震災によりまして住基ネットが破損した関係で今回国のほうから市町村行政機能復旧補助金ということで、主に住基ネットの導入委託分の3分の2が交付される予定でございます。

農林水産業費補助金、サケ・マス生産地震災復旧支援事業補助金ということで、今回サケ・マスの種苗生産施設が壊滅をいたしまして、その復旧費として国庫から3分の2が交付される予定でございます。事業費が3,420万円ほどでございますが、その3分の2の2,281万円が国庫補助金として交付されるところでございます。

それから、消防費補助金、先ほど地方債で申しあげました防災無線の復旧費の3分の2が国庫より交付される予定でございます。3億2,900万円の3分の2で2億1,933万3,000円でございます。

それから、14款の県支出金の県負担金民生費負担金でございますが、災害救助費繰替支弁金ということで2億6,400万円でございますが、これが主に歳出で説明申し上げますけれども、2次避難所等の委託経費でございます。これが2億4,100万円ほどでございます。いわゆるホテル観洋さんとか町内のそういった宿泊施設に委託をしております避難経費としてこういった額が交付される予定でございます。

続きまして、14ページ、15ページでございますが、ここに過年度分というのが大分出てまいります。先ほど申しあげましたように、震災の影響によりまして実績報告ができなかった分が本年度、県から交付されるという内容でございます。

それから、15ページ、立木売払収入で過年度素材生産売払収入ということで2,447万3,000円でございますけれども、これは22年度素材生産売り払いで森林組合に売り払った部分でございますが、震災の影響によりまして未収入となりましたので今年度、お支払いいただくということで、過年度素材生産売払収入ということで計上させていただきました。

それから、中段の総務費管理給付金ということで過般の設けました震災復興推進給付金ということで5月までに88件、6,042万7,000円の寄附がございます。以前の議会で4,400万円計上してございますので、今回その後の1,617万7,000円を計上させていただいたところでございます。

それから、16ページ、17ページでございますが、繰越金でございますけれども、今回5,744万9,000円を補正させていただきました。22年度の繰越金でございますが、2億1,744万9,000円、基金のほうに1億1,000万円予定してございますので、差し引きますと1億744万9,000円、

このうち5,000万円を当初で計上していますので今回5,744万9,000円を補正計上するものでございます。

それから、雑入でございますけれども総務費雑入でコミュニティ助成事業費補助金ということで1,410万円計上してございます。これは今回自治総合センターの宝くじ助成金でございます。具体的には石浜地区のコミュニティセンターを建設します。事業費が2,360万円ほどでございますが、その5分の3、1,410万円を石浜地区のコミュニティセンターの助成金として自治総合センターから交付される予定でございます。

それから、農林水産業費の雑入で県さけます増殖協会助成金として1,140万5,000円、先ほど県の補助金ございましたが、残りの分については県のさけます増殖協会から交付されるということで、いわゆる今回のサケ・マスの施設につきましては全額国庫あるいは県のさけます協会から助成されるという形になります。

地方債は先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

18ページから歳出でございますけれども、今回人件費の調整をしてございます。その関係で各般にわたりまして、特に今回の震災の影響で職員数も少なくなりましたので、その分もございまして人件費については各般にわたって減額のそういった調整になります。ただし、時間外勤務手当は今回の災害の関係で増額してございますので、時間外を除いてはほぼ減額のそういった調整ということになります。

19ページ、旅費でございますが特別旅費として200万円計上させていただきます。今回災害に絡みまして長期職員の派遣を受け入れてございますが、14名分でございますけれども、その赴任旅費でございます。

あわせてその下段に負担金ということで災害対策長期派遣職員負担金ということで、職員のこの分につきましては12名分の負担金ということで、後日、精算払いによりまして派遣もとのそれぞれの自治体にお支払いすると。なお、県からの2名については給与のほうから毎月支給するという形になってございます。

20ページ、21ページでございます。財産管理費で公用車購入費ということで250万円減をしてございますが、当初名足保育園、戸倉公民館に車両を購入する予定でしたが、今回多くの自治体から支援車両を贈呈いただきましたので、この分を減額するものでございます。

なお、その2段上に公用車リース料として212万5,000円、今回借りている車が被災したということでその分を繰り上げ償還するものでございます。

それから、11目の電子計算費で2,248万3,000円ということで補正してございますが、記載のように、庁舎がなくなりましたので今回仮設庁舎のほうに改めて電子関係のネットワークを築いてございますので、その分に係る所要経費でございます。

それから、21ページ、まちづくり推進費でおらほのまちづくり支援事業補助金については、今回の震災によりましてすべて事業を中止ということにさせていただきました。

それから、コミュニティ助成金につきましては、先ほど申しあげました石浜地区のコミュニティセンターへの助成でございます。

22ページ、23ページでございますが、22ページは特にございません。23ページの中段で住基ネット、委託料ということで1,445万5,000円、先ほど申しあげましたシステム構築に伴う費用の追加でございます。

24ページ、25ページでございますが、特に説明はございません。

26ページ、27ページでございますが、26ページの下段に保育所広域入所委託料として515万円を計上させていただきます。被災地から避難児童の保育について広域入所をしたいということで、いわゆる県外、盛岡市、奥州市、一関市、大崎市に4名の児童が広域入所いたします。その部分の経費でございます。

27ページの上段で子育て支援補助金ということで1,560万2,000円計上させていただきます。今回、公立保育所保育料につきましてはすべて減免をいたしました。民間事業者にもその減免相当分を助成したいということで、ひがし幼稚園、マリンパル、今後、9月に予定されておりますあさひ幼稚園等につきまして1,060万2,000円を補助金として交付をさせていただきたいということでの計上でございます。

28ページ、29ページでございますが、28ページの下段、災害救助費でございますが、上段の光熱水費3,000万円、これは仮設住宅50団地の街路灯の電気料でございます。50団地ございまして大体月1団地6万円かかりますのでその分の経費を計上させていただきました。

修繕料2,070万円でございますが、今回の被災によりまして修繕に要する経費、30戸分見込んでおります。1軒52万円の30軒分、それから仮設住宅の修繕料等を510万円見込み計上させていただきました。

29ページの上段、委託料でございますが、災害救助委託料ということで2億4,120万6,000円でございますけれども、この主なものは先ほど収入で申しあげました2次避難所への委託料でございます。観洋さん、泊崎荘さん、静観荘さん、津の宮荘さん、ながしず荘さん、松波荘さん、延べ7月から9月で4万3,360名、避難をされております。1日5,000円ということ

で2億1,680万円がこの主な内容でございます。そのほか、し尿の運搬、し尿収入、あと井戸水の検査委託料ということで2億4,100万円を計上させていただきました。

それから、東日本大震災に伴う廃棄物の処理委託料ということで18億7,000万円でございます。現計予算で1億円計上してございますので、22年度分は19億7,000万円、債務負担行為で議決されておりますので、今回1億円を差し引いた18億7,000万円を計上するものでございます。

応急仮設浄化槽管理委託料ということで45団地分を見込んでございます。

それから、使用料で753万円、災害救助賃借料ということで入浴に伴いますバスの借上料等を180日分、2台見込み計上したものでございます。

続きまして、30ページ、31ページについては特に説明はございません。

32ページ、33ページとも同様でございます。

続きまして、34ページ、35ページでございますが、34ページの中段、先ほど申し上げましたさけます維持資源対策費でそれぞれふ化場の整備とか、こういったことで3,421万5,000円計上させていただきますが、財源内訳にありますように、国県補助が2,281万円、その他として1,140万5,000円、これは県のさけます協会から交付される予定でございます。

それから、6目の海浜センター管理費、7目の海洋資源開発費、それぞれ1,000万円ずつ減額してございますが、施設が破壊されましたのでその維持管理費等の経費を減額してございます。

36ページ、37ページでございますが、37ページの観光施設管理費等につきましても、観光施設の損壊に伴う維持管理費の減が650万6,600円でございます。

38ページ、39ページは特にございません。

40ページ、41ページ、教育総務費の事務局費でございますけれども、下段のほうに委託料として4,292万1,000円、マイクロバス等運行委託料ということで計上させていただきます。集団避難あるいは仮設住宅等に対応するため、それぞれ5月から9月までの臨時便ということで所要額を計上させていただきました。

42ページ、43ページ、公民館費、あるいは43ページの図書館費、これらも施設の損壊に伴います維持管理費等の減でございます。

44ページ、45ページでございますが、45ページの学校給食費で1,540万1,000円、歌津の旧共同調理場を給食センターとして再開をしたいということで、その再開に伴う備品ですとか、あるいは工事請負費、消耗品等の計上をさせていただきました。

46ページでございますが、冒頭に申し上げました防災行政無線のシステム災害復旧工事ということで3億2,900万円計上させていただきました。これにつきましては危機管理課長から議案参考資料がございますので、私の説明の後、説明を予定してございます。

以上、私のほうから補正予算の概要につきまして細部説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、議案関係参考資料の最終ページをお開きいただきたいと思います。13ページになります。

予算上、10款の災害復旧費のほうに防災行政無線システムの工事費を計上させていただいておりますけれども、その参考ということで防災無線の被災状況と今後の復旧予定について列記させていただきました。真ん中に被災状況ということで親局からJ-ALERTまでことごとく被災を受けております。中でも屋外の拡声子局につきましては全部で105局ございます。そのうち43局、戸別受信機につきましては5,700機ぐらい全戸にありましたけれども、そのうち3,300機ほどが被災を受けております。

今回の施設整備につきましては災害復旧事業ということもありまして、できるだけ現状復旧をさせることを念頭に置きまして、特に住民への防災情報及び行政情報の周知を第一に考えまして整備する予定でございます。現状では親局の設置を狭隘な仮設の庁舎に設置せざるを得ないこと、また、漁港等の整備したインフラが、これも被災している状況でございますので、今後の漁港等の整備の方向性、あるいは土地利用等が明確になっていない状況でございますので、その段階で潮位計や気象観測装置等の設置を行って情報を入手するということは現段階では困難であると考えまして、今回の復旧経費からは除外をいたしております。

また、同様に屋外拡声の子局につきましても、今後の住民の平地あるいは海岸域での活動も考慮しながら、被災した43局を25局ほどに集約して運用したいと考えております。被災地域では遮へいする建物等が流出しておりますので当面問題はないものと考えております。

遠隔の操作卓でございますけれども、従前は志津川消防署、志津川漁協、戸倉漁協、歌津漁協、この4カ所に設置してございました。いずれも被災いたしております。今回は志津川、戸倉については志津川の漁協の仮設事務所、あと歌津の事務所、あと志津川消防署のほうに遠隔の操作卓を設置する予定でございます。

戸別受信機につきましては3,000機復旧する予定でございます。そのうち約2,000台につきましては、仮設住宅に設置する予定で準備を進めたいと思います。

最後に、緊急地震速報や気象予報等、これをいち早く受信するためにJ-A L E R T、いわゆる全国瞬時警報システムを復旧させる予定でございます。その財源対策については、先ほど総務課長がご説明申し上げましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 29ページの災害救助費のところ、要するにがれき処分の件ですけれども、各浜で漁業協同組合の組合員がやっているんですけれども、これは町として予定を立てて各部落をがれき掃除すると思われるんですけれども、確かに今、手で作業している部分はなかなかはかどらなくて重機を使わないと非常に難しい部分も大分あるんです。それで、川などは電信柱とかトラック、乗用車が行っているとか、細浦に限ってではないと思われるんですけれども、そういうところがあるんでどういうふうか今のところ、予定を立てているのか教えていただきます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 一つは、水産庁の事業で漁民の方ががれき処理をされていますけれども、このがれきの処理と環境省のがれきの処理は、基本的には別の事業になっています。それで、ただ漁民の方が集めたがれきについては、これは環境省のほうですべて処理をするということになっていますので、それについては1次仮置きにすべて環境省のほうの補助で処理をするということでございます。

それから、各河川、各地区の予定なんです、三つの地区に分けてそれぞれ上流のほうから処理をしておりますので、少しずつではありますけれども、徐々にがれきというものが1次仮置きに集積されていると思います。これも2次仮置き、これを県でつくるわけですが、この設置の時期によって処理が変わってくるのではないかと。いずれにしても、今は1次仮置きにすべて公共用地、あるいは民地を借り上げて処理をしているという状況でございますので、随時各地区、そういうところ、町の河川についても同じようにその地区に行った場合に処理をするということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 1次仮置きに今運んでいる、またきのうも説明あったんですけれども、南三陸町と気仙沼、小泉のほうでは2次仮置きはいまだ承認していただけないということは

わかりましたけれども、やはりこれから梅雨に入って雨がたくさん降ってくると、また川の中にそのままの状態ですぐに電信柱、たくさんあるんで、重機を使わなければそういうことができないところは、やはり早目に河川だけでも取り払いを進行してもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 48ページの学校給食費の関係でお伺いいたします。先ほどの説明だと、歌津にある給食センターを使用ということですが、以前、私がそういう提案をしたところ、今は使う気持ちはないという返事をいただいております。いろいろ言ったら、使える備品も全部よそに移動して使えないと。それと、施設が小さくて全部を賄えないという答えをいただいておりますけれども、今回、こういうふうなことで計上されていますけれども、その辺の経緯を詳しくお知らせください。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 学校給食センターなんですけれども、歌津の吉野沢の旧歌津町の共同調理場なんですけれども、当初から使う予定ではなかったということではなくて、いずれ施設のキャパというか、容量としては町内全部の児童・生徒数の完全給食をカバーするには当然、不足しております。今回、補正でご提案申し上げた内容は、その設備を一部整えて1品というか、汁物を1品提供できるような、そういう体制をとろうということでの今回の補正のご提案でございます。いずれ今回設備を整えても完全給食という形までにはいきませんので、そういった完全給食に近い形のもを提供するためにはさらに施設をもうちょっと拡大しないと対応できないということでもありますので、今回のご提案については、あくまでも1品の調理品に対応するという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） あの当時はパンと牛乳の簡易給食ということで伺っておりました。それが一体めどはいつから、汁物というと、御飯とかの給食に移行していくのかと思いますけれども、私はそれがだめだと言っているんじゃないんですけれども、やっぱりそういうことだったら先々を見ながら答弁も必要かなと、そんなふうに考えたものです。

汁物といえば、味噌汁でいいですか。その1品だけだったら町内の学校、もちろん、登米市米山のほうに行っているのは別個として町内の今のあれだったら十分汁物だったら提供できる、また時間的にも大丈夫ということでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 当初はそういった簡易給食ということでパンと牛乳、それにデザート類を1品追加した形で当初スタートしたんですが、実は6月からNGOの支援がありましてそれにおかずを提供していただいております、今現在はパン、牛乳、デザートに支援のおかずというふうなことで対応してございまして、ただ支援のおかずについても今後ずっとということでもありませんので、そういったことでもし支援がなくなるともとの簡易給食に戻ってしまうということでもありますので、仮におかずの支援が途切れた状態でもそういった汁物1品提供できるような形で23年度はカバーしていこうということでございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。次代を担う子供たちの健康増進、維持のためにもぜひよろしく頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） すべて関連がございまして災害復旧と兼ねてこの大枠の中で1点質問したいと思います。

先ほど、15番議員に建設課長のほうから答弁をしていただきましたが、町長の行政報告の中でも自衛隊の復旧作業等、6月末を持って撤退すると。ボランティア等、ほか縮小されてきて復旧の第一歩を踏んでいるわけですが、そこで総合支所も開設をされ住民への提供をしていただいておりますが、建設課、旧来、支所にあったわけですが、災害ということでこの仮庁舎に移動されました。いつごろ建設課を戻す予定なのか、この点を1点伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） もともと建設課の事務所はこちらの役場本庁のスペース的に当時対応できなかったということで、歌津総合支所のほうに建設課の事務所を置かせていただいたということでございますので、本来は本庁機能でございまして、今後、仮庁舎等も考えていかなきゃなりませんけれども、その際には本庁舎のほうに移ってくるというような、そういった体制になろうかと思います。

○議長（後藤清喜君） 6番。

○6番（山内孝樹君） 本庁に設置していると今、課長の答弁でございましたが、当面というよりも、今後、支所は仮の平成の森に支所を設けているわけですが、実際戻らないということになるのでしょうか。

また、もう1点は、建設課の職員が1人もいないという状況でありまして、その点、この撤退とあわせまして歌津の支所のほうへの配置は全く考えていないものかどうか。振り返りますと、この支所の問題でいろいろなことを論じたわけでありまして、当初、支所に出向かれまして副町長から総務課長の時代でしたか、説明をいただきましてこれまで建設課を設けていただいたわけですが、いかがなものでしょうか、もう一度、この点についてお伺いしたい。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 合併当時、産業建設課ということで支所内にもそういった建設課の機能の一部がございました。その後、20年だったと思いますが、組織機構の見直しということで地域生活課と町民生活課の二つに支所機能が再編された。その際、あわせてスペースの問題がございまして建設課を総合支所のほうに事務所として使わせていただいたということでございますので、まずもって現在の組織機構の中では建設課分のそういった機能の分については総合支所のほうには位置づけはございません。そういうことでご理解をいただきたいと思いますが、今後、そういった役場を含めて行政機能の再編といたしますか、どこにつくるかという部分はこれからの議論になりますので、その際に改めてそういう支所機能、総合支所機能とも議論されるべきだと思います。したがって、当面の間は仮庁舎に建設課を置いて災害復旧に当たらざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 今後の支所のあり方ということですが、そうしますと、支所も行く末廃止ということになるのでしょうか。

あともう1点、これは答えていただけていないかと思いますが、建設課における職員の災害時におきまして支所に配置する考えはないのでしょうか、これは答えていただけていないですね。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） そのように飛躍されて受け取られると困るんですが、役場庁舎の位置を含めて今後、そういった今回の震災復興計画の中で議論されるべきだと思いますので、その際にどうなるかということでございますから、今、私が、6番議員のご質問のように支所機能がなくなるということではございません。本庁も含めたそういった議論が当然、これから起こるべきだというふうに考えてございますので、これからのことでございますから。

2点目の現段階で総合支所のほうに建設機能ということでございますけれども、総合支所の

ほうも仮庁舎でございましてスペース的にもそう多くスペースがございませんので、これは後で建設課とも協議してみなくちゃいけないんですが、そういうスペースの問題、あるいはまた職員が、例えば2名、3名、分散されることによってそういう建設課の機能がうまくいくのかいかないの、その辺も考えてみないとこれはできない話でございます。ただ、現在の組織上については、総合支所のほうにそういう建設機能を置くという位置づけはされてございませんのでそういう原則的な答えをさせていただきましたが、ご提案のことにつきましては、建設課長とも相談をしながらそういった方向がいいのかどうかはこれから検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 何点かお聞きします。

初めに、歳入のほうの14ページです。3目に衛生費県補助金のところでインフルエンザ、子宮頸がん、これの予防接種の経費が計上されておりますが、ここで伺いたいのは、今年度、こういう状態になっているのでなかなか大変だと思うんですが、住民検診、これをいつごろできるのか、それを1点お聞きします。

それから、15ページの寄附金のところでお尋ねしたいんですが、寄附金1,617万7,000円ということなんですが、これはまた義援金とは違うと思うので、現在の義援金は今どの程度になっているのかその辺をお聞かせ願いたいと思います。

歳出の件ですが、先ほど担当課長の説明で人件費、かなりの職員が減っています。48ページを見ますと、職員26名の減だと、そういうことで△が大分人件費のところに出てきております。私、質問したいのは、この亡くなった、殉職した職員の待遇、今後の、そういうのをどのように考えているのかその辺を伺いたいと思います。

それから、42ページです。42ページの文化財保護費のところでは魚竜化石のところの経費がちょっとマイナス△になっていますが、今回の災害において文化財がどの程度流出して機能ができないような状態になっているのか、その辺をわかる範囲で説明していただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今年度の住民検診はという質問でございますが、ただいま2次避難所等に大分散り散りになっている状態なので今の状態ではすぐ検診はできないだろうということで、一たん仮設住宅のほうに落ち着いた後に秋以降に実施の準備をしたいと、そのように考えております。

○議長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 義援金の関係ですので私のほうから答弁させていただきたいと思
います。

6月22日現在で義援金として町に入っている金額ですけれども、これは支払い済みも含めて
ですけれども、総額で5億3,321万6,030円という金額になってございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の震災で亡くなられた職員、あるいはまた行方不明の職員の今
後の対応はということのご質問でございまして、大きく退職手当と共済年金という制度が
ございまして、それぞれの制度に基づきまして亡くなった方につきましては既にそういった
請求をさせていただいております。また、行方不明の方でございまして、これは今回の大震
災によりまして3カ月経過後にそういった請求ができるということで、過般、6月14日にそ
ういったご家族の方に説明をいたしまして現在、退職手当、それから共済年金等の手続をし
ているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財の関係でございまして、ここの42ページに書かれてい
る部分につきましては、歌津魚竜化石の産出地のメッセージが出る機器があるんですが、これ
の分が被災して壊れたのでその保守点検の削除ということですが、魚竜化石のほうは、文
化庁のほうから二度ほど調査にしまして、それで産出地についてもアクリル板で強化プラス
チックで保護しておったんですがそれが壊れないで残っております。ただ、説明する石の盤
とか、魚竜化石の産出地というような石の石柱があるんですがそういうのは全部流出した状
況ですけれども、幸い魚竜化石そのものは無事だったということでございます。

それから、魚竜館、2階の展示室であります。これも東北大学のレスキューが三度ほど来
まして、構造上のこともありましたが、窓が余りないのでほとんど流出することなくありま
して、それを東北大学の総合学術博物館というのがあるんですが、そちらのほうに回収して
いただきまして現在、そちらのほうで保管されております。これらも新聞等で報道されてお
りましたが、それでさらに東北大学の文化財レスキューの活動等を含めた形で上野の科学博
物館のほうで2011魚竜展、今回の震災をバックアップするような特別展であります。それ
らで展示したいということで歌津魚竜でなくて管の浜魚竜というのがあるんですが、それら
も含めた形で特別展を開催したいということで貸し出しをしております。それが国のほうの
指定の文化財でありまして、あと椿島、あれは一部赤くなったところもありますけれどもそ

んな被害はないというふうなことでございます。

それから、県のほうの指定の文化財でございますが、荒沢神社のお経、これも荒沢神社の自宅1階までは浸水したんですが、水は入りましたが何とか文化財そのものは大丈夫だということで、これも県のほうの文化財保護課が来まして回収しまして、今、東北歴史博物館、そっちらのほうで必要な補修をして保管しております。私も立ち会ったんですけども、ほとんど損傷なくそのまま残っているような状況でございます。

それから、町の文化財でございますが、これは戸倉のほう、6月10日に調査したんですが、天女塚、狗塚とか、その辺は完全にやられていまして、あとは道標、各いろんな、保呂毛とか志津川の町並みとか、その辺にある道標につきましてはほとんど流出したりがれきの下になって確認できなかったというふうなことがあります。あと、大雄寺の杉並木につきましては完全にやられまして、伐採するような格好で処理したようなことになっております。あと、震災区域の中にあつたいろんな町の文化財につきましては、泊とか館のモクゲンジとかアスナロとか、この辺もやられたんですが、芽が出てきていましてこれらは大丈夫かなというふうに見ております。あと、津龍院の寺宝なんかも大分やられたんですけども、残っているものもかなりあるということで、そんなに町の文化財につきましては、道標以外につきましては大きな被害はなかったというふうなことで確認しております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 最初の検診のことですけれども、仮設入所が大体決まって秋ごろにはまたやりたいと、今そういう説明がありました。ぜひこれは進めてほしいなと思っております。ただ、なかなかいろんなところにおりますので受診する方が困るというか、なかなか受診できない状態というか、そういうことも考えられますので、そういう点では十分に配慮しながら、皆さん、検診、これは本当に今、こういう状況になっておりますので大変体調を崩している人もおりますのでぜひ考えてほしいなと思っております。

それから、次の義援金の問題なんですけど、1回目の義援金、皆さんには5月27日に出しております。このお金もこの5億円の中に入っているんですよ。そうしますと、そんなにまだいっぱいはないと思うんですが、本当に1回出したからいいやじゃなくて、またせっかく全国から集められた、寄せられた義援金を活用しながら皆さんにお渡ししてほしいなと、そう思っております。

そこで、1点お聞きしたいんですが、先般、報道によりますと、生活保護世帯に対する義援金を出した場合、町としてそれを収入としたと、そういう町が、市ですか、ありまして、大

変問題になりました。福島県なんかを見ますと、打ち切られた世帯を救済する姿勢で生活保護世帯に対しては救済を求めてこの義援金を収入として認定しなかったと、そういう記事が載っていますけれども、当町ではその辺はどうなっているのかももう一度お聞きしたいと思います。

それから、今、亡くなられた職員について退職金、それから共済年金などができると。そして、行方不明者に対しても3カ月後には請求できると、そういうお話でした。しかし、家族にとってはちょっとやりきれない気持ちがあるんじゃないかと。何かもっと職員に対するそういう、弔慰金は出ると思うんですけども町としてそういうシステムがなかったのか、どういふふうになるのか、今後、全くそこでぴたっととめてしまうのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。

それから、文化財について今、るる説明がありました。こういう文化面というのは、なかなか目が届かないということで全国的には今ちょっと注目されている部分がありますので、国や県の保管している文化財についてはやや大丈夫だと。ただ、町の文化財というか、そういう点については大分被害があったということで今、説明がありました。私、近いのでよく見るんですが、大雄寺の杉並木、ほとんどもうだめになっていると。何百年もかかってきた大きな杉が倒れて、見た感じでも本当に大変な被害だったんだなということを感じました。

それで、もう1点、例えば古文書とかありますよね、今まで保管していた、そういうものについてはどうだったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 義援金、それから生活再生支援金等の現金収入の関係でございますが、町としての方針という形ではまだ立てておりません。それで、担当レベルと今のところ、詰めている段階でございますので、その方針が決まったときに改めてお答えをしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 町独自のということでございますが、退職手当あるいは共済組合もそれぞれ職員個人、あるいは町で掛金を出してその中でのそういった制度に基づいてのことでございますので、現段階で南三陸町役場独自の弔慰金制度というものについては設けてございません。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 古文書につきましては、古民家含めて戸倉地区とか大久保とか

にあるんですが、戸倉地区についてはほとんど流出ということで、大久保地区ではありますので300年以上のものというふうなことで話もされておりますので、それらの保存につきまして所有者のほうと今いろいろ話をしたりしているところでございます。あと、田の浦のほうにも新聞等で明治の津波の様子古文書があるということなので、いろいろ調べながらそういう貴重な古文書なり資料というものをこういう機会に保存、保管なり、そういうことで調査したいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 現金と生活保護世帯に対する、これも両方、今検討しているというお話でしょうか。ぜひいい方向で検討してほしいと、そういうふうに要望したいと思います。

それから、職員に対する町としてのものはないと。本当に弔慰を示す意味でも何らかの形で家族に対する救いの手はないのかなと、私はそんなふうに思いましたので、ぜひこの辺も含めて町長、ぜひいろいろ検討してほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

それから、文化財については、いろいろ修復するのが大変な点もあると思いますが、せっかく町として、全く流出してしまいましたけれども、今後のまちづくりの中にもぜひ生かしてほしいと思いますので、文化財の保護にも力を入れてほしいと、そんなふうに思います。町長、一言お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員にということですが、基本的には我々、南三陸町の町民すべてを考えなきゃいけないということですが、特段に職員というわけにはまいらないと。私の立場からはそうお話をせざるを得ないというふうに思います。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2番です。三、四点ほどお伺いします。

26ページの13節保育所広域入所4名分と。これはもうちょっと詳しく説明をいただきたい。

それから、29ページの13節廃棄物の処理委託料、先般、候補地に行つて説明会をしたという

町長の説明を受けましたが、どうですか、可能性として受け入れ、あるいは受け入れた場合にはどのような日程等、内容で進んでいくのか。それによって1次置き場の処理が進むのか、おくれるのかということになりますので、この辺お聞きしたいと思います。

34ページ、15節のふ化場の整備ですね。これから期待の寄せるところであって漁業のドル箱を確保するふ化場設備が相当やられているということで、早急に設備をしなければならないことだろうと思いますが、その辺、整備の見通し、ことしの放流可能性、それから場所的にどうなのか、あるいは機能的に今までのふ化規模なのか、もう少し売るぐあいもふやしていくのか、そのあたりの考え方。

それから、今こうして漁業者が大分職を失っているわけなので、サケをとる場合、許可制なんです。許可、なかなか取れないで待っている方が多いわけですよ。この辺も震災をチャンスに許可の拡大等々、県のほうに要請してはいかがかなと、そんな考えもしているわけでございます。

防災無線の整備、すぐ行われるんだらうと思いますが、この整備についてまだまだこういう災害の危険が大分残っているわけでございますので、このような災害、海に相当被害の割合が大きくなるわけでございますので、海岸付近の屋外拡声器、こういうのは優先して整備して緊急時に備えるということが大事でなかろうかなと、そう思いますので、この辺の進め方をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 保育所の広域入所の委託料の関係でございますが、先ほど総務課長もお話をしましたが、住所をこちらに置いたまま、いわゆるほかの市に行って保育を受けるということでそれをその市のほうに委託料としてお支払いをするということでございます。今予定されているのは大崎市、一関市、盛岡市、奥州市と4名でございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、1次仮置きということで町内にがれきを置いているわけですが、きのうも山内昇一議員の一般質問でお答えをさせていただきましたが、2次仮置き場ということで、県とすれば県内4ブロックに分けて、気仙沼・本吉ブロックについては小泉ということになりましたが、きのうもお話ししましたように、小泉地域の皆さん方、この地域にはなかなか容認できないというふうなお話でございましたので、日程がどうなんだということですが、さしあたり地域の皆さんのご承認をいただかないとなかなか2次仮置き場の問題は解決しないというふうに認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通） 34ページのさけます資源維持対策費の関係でございますが、町内でこれまで川に上ったサケを採卵してふ化放流させる施設というのは3カ所ございまして、町営のが2カ所、八幡川水系が小森です。水尻川水系が竹川原のところにあります。それから、漁協の志津川支所が行ってありました水戸辺川水系の中芝のところにもございました。今回すべて被災いたしまして川に上ったサケをこちらで受精させて管理するというのはなかなか難しい状況になりました。ただ、サケは放流しないと4年後には戻ってまいりませんので、それら3カ所のうちの比較的被害が軽かったと見られる水尻川のふ化場のほうを応急的に整備し直そうということで考えております。

受精から管理というのはなかなか難しいものですから、ふ化が間近になった卵をほかの水系から買ってくるというか、融通していただきまして、そして水尻川のふ化場のところで、この備品購入費のほうに浮上槽の購入費というのがありますが、産まれる直前の卵をここに入れて、そうすると、むけたばかりは胚のうというのを持っていますね。その胚のうで二、三日泳いでその後は今度は池に入ります。それでえさをやって少し大きくしてから放流するという、そういうやり方なんですけれども、必然的に3カ所のうちの1カ所しか応急的な修理ができませんので、これまでは放流は約1,000万尾から1,300万尾を放流しておったんですけれども、今回これでやれば500万尾前後がせいぜいなのかなと、こう考えております。そのほかに産まれた稚魚を漁協の青年部等にこれまでお願いしておりましたが、海中飼育をして丈夫してから放流するとか、それで500万尾プラスアルファで来春には放流したいと、こういう計画でございます。

今度はサケの採捕の関係なんですけれども、サケが上る河川の河口から1キロ以内は許可がない方はとってならないという、これは全国的なルールでございまして、宮城県でも海区漁業調整委員会の許可じゃないとなかなかとれないということにして、私どももそのルールにのっとってやっているんですが、ですから、許可の拡大というのは、この地域だけで拡大というわけにはなかなかまいらないものでして、たまたま川で釣りっこをしている場合がございますが、あれは資源調査という名目で小泉川のところでやっておりますが、そういうような状況でございます。簡単にはなかなか採捕の許可拡大というのは難しかりょうと、こう考えます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 防災無線の子局の増設の関係でございますけれども、当然、沿

岸域での漁民等の皆さんの活動中に津波の予警報等が出た場合、いち早く避難していただくためにもご質問の趣旨に沿うような形で沿岸域への子局の増設をまず第1に進めてまいりたいと考えています。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 最初の広域、保育所の、これは4名と、そのほかになかったのか、あるいはどのような周知をしてこのような応募があったのか、その辺。そのほかに行きたくても行けなかった人もあったのかなと心配をしているわけでございますので、その辺。

それから、ふ化場ですが、先に許可の方からいいますと、河川から1キロ以内じゃなくて沖合で刺し網でとる場合のことを想定して言っているんですよ。これはやはり海区調整委員会の中で、いわゆる県の許可なんですけれども、これが目いっぱいなんです。恐らく課長も聞いているかと思うけれども、最近、サケの採捕というか、サケの収入がだれが見ても目ぼしいものでなっているわけございまして、海をやっていればだれでもやりたいなという希望を持っているんですけれども許可が制限されているもので、数が、だから、このような災害をある意味利用するという言葉がちょっと悪いけれども、こういうことを機会にして許可数を拡大するよう県に進言してはどうかというような、そういう思いです。そして、サケの恩恵というか、南三陸町の漁民の皆さんに多く受けてもらおうと。そういうことによって復興も早くなるのかな、そんな考えでございます。

それから、あすに起きてもおかしくない宮城県沖地震がまだ存在しているわけでございますので、課長、今答えた意のままにできるだけ早く整備するようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 広域入所の関係でございますが、2次避難等に行ってもそちらでお預けをしたいということがうちのほうにも相談がありましたが、最終的に6月にこちらのほうで新たに開所をするということで預けないで帰ってきたと、そういう例はございます。実際にほかの保育園に通わせたいという相談があったんですが、今のような理由で戻ってきてこちらに入っているという方がいらっしゃいました。実際には今、話しましたように、小さいお子さん、そちらでお預けになるということはそちらにずっといなきゃないという部分もございまして、お悩みになって最終的にはこちらに帰ってこられたという状況でございます。

ただ、そのほかにも相談で気仙沼のほうにお預けをしたいということがございまして、随

時受付をしていると、そういう状況でございます。

それから、周知の方法につきましては、そちらのほうから相談がありましたら広域入所という、そういう手続もございますよという形で相談に乗っているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通） サケをとるのに关しましては、2番議員がおっしゃったように、海のほうでいっぱいいただければそれにこしたことはないんですけども、ご存じのとおり、規制がございまして宮城県ではサケをとる方法としましては刺し網と定置網の2種類の漁法しかないんですけども、実はこのごろ、問題になっておりますのは沖合の底引き、これは混獲になります。北部の漁協のほうはこれを許可しておらないんですけども、南部と中部のほうはそれをやっていると。それで結構トラブルがあるんですが、混獲で入ってしまうのはしょうがないというのが向こうの言い分です。まず沖合の刺し網に関しては期間が決められていまして、これは沖合のほうですから私どもの河川に戻ってくるだけじゃなくてほかに行く魚もそこでとられると。ですから、ある程度、期間は決めてしまうと。その後には湾内に入ってくる魚に関しては定置網でとるとというのが今の漁法なんですけれども、今申しましたように、一番問題なのが、沖合の底引きで混獲でとられてしまいますと、定置網のほうになかなか入ってこないとか、それから河川になかなかのぼりにくいという面もありますので、その辺のところ簡単でどこを許可するというのは私どものほうで決められるものじゃないんですけども、その辺の調整は何ばか必要なのかなと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

その一つは、40ページ、教育費の中で13節委託料の中にスクールバスの運行委託料とあるんですけども、この点についてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど同僚議員もお尋ねしておったんですが、42ページの社会教育費の中の2項文化財保護費のことで聞かせていただきたいと思います。

もう1点は、46ページ、災害復旧費の中の防災行政無線のことについてお尋ねしたいと思います。

それで、一つずつお聞きしますが、スクールバスの運行委託料、これはどういう形になって4,200万円の補正計上なのかということでございます。

さらに、文化財保護費、これはいろいろ先ほど事細かくお答えいただいたようでございますけれども、要するに町の文化財のことについてももう少し詳しくご説明をお願いしたいと

思います。

そして、先ほど復旧費の問題については仮設住宅に無線機の設置をするんだというお話でございましたけれども、このことについて詳しくひとつご説明をちょうだいいたしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） スクールバスの件でございますけれども、スクールバスはご承知のとおり、従前からこの事業を実施しております、学校統合による児童・生徒の送迎ということで実施しているものでございますけれども、今年度、このような震災を受けまして学校の一時移転、それから通学路が非常にながれき等で危険であると、そういった部分で臨時的な対応が発生したものですからその臨時対応の部分としての追加ということで4,220万円を今回追加計上いたしまして、当初予算と合わせますと7,500万円のスクールバスの運行費用となります。当初の総務課長の説明もありましたけれども、一応そういった臨時便については、今回の予算は一応9月末日までの予算ということで計上しておりますけれども、そういった状況によっては再度、期間を延長する可能性もあるということでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 町の文化財ということで委員もご承知だと思いますが、いろいろ種別がございまして有形文化財、民俗文化財、それから記念物というふうな区分がありまして、さらに有形文化財の中にも建造物とか歴史資料、考古資料等ございます。これの中には建造物については大雄寺の山門とか、松笠屋敷とか、そういうことでございますし、歴史資料については、津龍院の茶壺とか、そういう寺宝、お寺の宝、そんなやつとか、あと考古資料については魚竜館のほうに保管になっていた三筋壺とか鏝のささった海獣の骨とか、そんなことございます。あと民俗文化財につきましては、無形の民俗文化財、もろもろ風俗、習慣、民俗、芸能、いろいろありますが、風俗習慣については波伝谷の春祈祷とか、そういうもので、あと民俗芸能では本吉の法印神楽とか、行山流水戸辺の鹿子躍という感じの芸能ですか、それから有形文化財、さっき話した道標、そういうやつとか、あと入谷の伝習館の収蔵資料とか、その他もろもろ古碑とか水車とか、合木船というのがあります。あと、記念物については史跡、さっき話した天女塚とか狗塚とか、そういうものでございます。あと埋蔵文化財といえますか、遺跡等もこの史跡の中に入っております。それから名勝は、田東

の穴滝とか蜘蛛滝とか、あと天然記念物は、動物のほうは志津川湾のヤマセミという形でございます。所有者もいろいろそのとおり、町のものとか個人所有とか神社所有とかもろもろございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 3点目の防災無線の戸別受信機の件でございますけれども、仮設住宅は町内に設置される仮設住宅全戸に設置する予定となっております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ありがとうございます。それで、例えばスクールバス等の運行委託料、当初予算7,500万円に対して4200万円の計上されてあるわけなんですけれども、現況を見てみると、仮設住宅に入居しても、つまり町内の仮設住宅に入居してもそこから子供たちが登米あるいは栗原等々に通学していると。そのスクールバスの料金がこういう額になっているのかということを感じ取ったわけなんですけれども、そういう意味では、やはりこれを早めて学校施設の復旧に努めこちらに通わせるような体制組みを私はお願いしたい、こうするべきじゃないかなと、そういうふうに思いますので、この辺についてどうなんですか、再度お答えを願いたいと思います。

2番目でございますけれども、町内の文化財のことについては、確かに種々たくさんあります。しかし、これは歴史文化を継承していく上に復旧に対して早めた対応が必要で、そういう予算をこれが補正予算であっても計上したほうがよかったのではないかなと、そういう取り組みが見えてこない、あるいはそれを復興させるという予算措置がなされていないということを感じ取るんですけれども、この辺をひとつお願いしたい。

と申しますのは、先ほども出ましたけれども、既にそれを、例えば一例を挙げますと大雄寺の杉並木です。これは恐らく宗教とか神社のことに絡む問題もあるのかなという思いもするんですけれども、町の文化財指定の1号ですよ、大雄寺の杉並木は。そういうことからすれば、お寺さんにだけそういう負担や撤去の方法を任せるんでなくて、やはり町としての対応が必要不可欠な問題ではないかなと、こういうふうに思うので、この辺もひとつお願いします。

それから、無線機の設置でございますけれども、町内の仮設2,000戸、設置対応していきたいというお話でございますけれども、仮設住宅、2年で出なくてはならないということなんだけれども、果たしてそれが本当に町の対応として必要か否かということは今感じているんでそういうことをお尋ねしているんですけれども、何かもっと仮設住宅に知らせる方法とし

ては、何か集団しているんですからそういうところに知らせる方法をもっと簡易にできないか。しかも、大きな金額なんですよね。3億円ですから、3億3,000万円ですよ。これを別な復旧・復興に使ったらなじょなんだべと、そんな思いで質問したわけですが、この考え方について再度お尋ねします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） スクールバスの費用のことも話されましたけれども、まず予算のことなんですけれども、当初予算が3,280万円で今回の追加補正で総額で7,500万円ほどの費用となったということでございます。

議員おっしゃられましたことは、戸倉小・中学校が今、善王寺に行っているということだと思うんですが、そちらについては今現在、おおむね半年程度、こちらに戻ってこれる環境が整ったときには帰ってきていただくという、そういった予定で今進んでおるんですが、その戸倉小・中学校に係るスクールバスの費用は、大体半年分で900万円、年間であれば1,800万円ほどの経費がかかると今試算をしております。

なお、この戸倉小・中、登米の善王寺に通学しているスクールバスの費用については、この費用を全額ではないにしても戸倉小・中のスクールバス運行費用については、NGOからの支援が一部いただけるということで今、その辺の調整をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 防災無線でございますけれども、通常の行政情報であれば広報紙あるいは回覧板等で十分知らせることができるかと思っておりますけれども、防災情報となりますと、やはりその情報を瞬時に住民の皆さんにお知らせして災害に対してすぐ対応していただくというのが主眼でございますので、今回全戸に戸別受信機も設置するという予定で進めたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財ですが、大雄寺の杉並木は46年に指定されたわけで、私も2回ほど行って方丈さんともお話もしたんですが、伐採費とか枝が折れてきて駐車場の車に当たったとかということで急いで伐採したいという話もあったりしまして、大径木なので用材としても使えるということで、伐採費についてはそんなに多額の費用はかからないみたいな話もちよっとされました。

あとは、国のほうの魚竜化石につきましてもかなり壊滅的にやられていますので、文化庁が来たときにもこれらも町のほうで直すということであれば、県の文化財保護課も来ていまし

たので県なり国で支援しますということで、ある程度、落ちついた時期に相談してくださいという話も受けておりますので、文化財の保護、真の復興は文化財の復興がなければならないという報道があったこともありますので、歴史なり伝統なり文化というものは大切にしていきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） おのおのご説明で理解しないでもないですけども、やはり私も総務財政にいますからこういう予算措置、使い方をしていったんでは、どうしても町の財政そのものを危惧する念が感じ取られるわけです。やっぱり今回はこの災害に向けての復旧・復興、そういった予算措置が考え方として組み入れていただければなというふうに思うわけでございます。例えば学校問題でいいますならば、戸倉の中学校ならば高台にあるのであれば即、修復すれば呼び戻すことができる、そうでなかったら志津川の中学校へ通わせる、そういったような視点、目線、そういうことも大切ではないかなと。そういう修復予算を早めて通学がこちらの仮設住宅から、つまり町内の仮設住宅から、あるいは向こうの仮設住宅からでもいいと思うんですけども、そういうような配り方が必要じゃなかろうかなというふうに思えますし、伊里前の小学校にしてもそういう対応が必要だろうというふうに思えます。

と申しますのは、やはり次代を担う子供たちを地域の学校へ早めて呼び戻し、そして地域の人たちと思いをともにする、そういうことが将来のまちづくりに大きく貢献できると思うんです。10年たって復興発展につなげていったときに、やはり自分たちが力を合わせてやろうとする気持ち、つまり10年たてば中学生は25歳ですから、そういったときに町の中心になってまちづくりをやらせてもらえる人じゃないかなと、そういう意味合いで伺っておるわけでございます。そういうことでございます。

さらには、文化財のことでございますけれども、さっき例えばということで大雄寺の杉並木のことを挙げたんですけども、先ほど課長が申されました、るるいろいろあるわけですよ。例えば民俗芸能にする戸倉の行山流にいたしましてもすべての衣装といいますか、そういうものが流されてあったと。そういうことからすれば、やはり今後、復興に元気づけてもらうために、あるいは伝承していくために、歴史・文化、そういったものを継承していくために必要だろうというふうに思うから伺ったわけでございますので、ぜひそういうよさも考えて早めた対応策を講じるべきじゃないかというふうに思えます。

それから、次の災害復旧費の中の防災行政無線システムの復旧でございますけれども、町内

の2,000戸、やっぱり本当に設置するのに何カ月かかるかわからないけれども、あと1年反ぐらいで立ち退きをしなければならないところに、あえて1戸1戸つける必要性はありますか。みんな仮設住宅は高台に上がって津波の心配がないところに設置したんでしょう。だから、これをまとめて報道してわかってもらうようにやってもいいじゃないですか。私はそう思いますよ。3億2,900万円、3億3,000万円というんですよ。これを別な復旧費にぜひ考えてほしいと、そういうふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今、いろいろ教育問題、お話をいただきしましたけれども、いずれ今おっしゃいました戸倉中とか、名足小、戸倉小の施設については、今後の復興計画でまとめていくという話はきのうの一般質問でも話がありましたけれども、いずれ戸倉小・中学校につきましては、いずれこちらに帰ってきたときにはもとの施設はすぐには使えませんので、その際は志津川小と志津川中の校舎にそちらのほうに一応入っていただくという形になりますけれども、いずれ帰ってくるんですが、その辺のタイミングについてはそういった教育効果も含めた環境が整った段階でいずれこちらに呼び戻す形になっておりますので、その辺、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） その辺のいろいろ被災を受けた文化財等につきましては、もう一度調査をしまして、今後継承される伝統をスムーズに継承されるような条件整備を進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 戸別受信機の設置につきましては、いずれ仮設住宅を出る際にもそのままお持ちいただいて新たな居所でも使うことが可能です。

あと、財源的にも災害復旧事業ということで先ほど、財政担当課長がご説明申し上げましたとおり、基本的には持ち出しがないままに整備できるということでご理解いただきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明24日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す

ることとし、明24日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午前11時58分 延会